

新型コロナウイルス感染症に係る島根大学行動指針

R2.6.1

この行動指針は全学共通を原則としますが、感染状況に応じて団地又は部局ごとに判断することもあります。

段階	研究活動（教育活動の準備を含む）	授業（講義・演習・実習）	学生の構内立ち入り	学生の課外活動	学内会議	事務体制	学外者のキャンパス訪問	その他
0 通常								
1 一部制限	感染拡大に配慮をして、研究活動を行うことができます。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面授業、演習・実習を制限しつつ、オンライン授業を中心に行います。※5	感染拡大に最大限の配慮をして、学生の構内への立ち入りを許可します。	感染拡大に最大限の配慮をして、一部の課外活動を許可します。	感染拡大に最大限の配慮をして、対面会議も行いますが、オンライン参加を推奨します。	感染拡大に最大限の配慮をして、ほぼ通常の勤務を行います。		2段階への移行に備え、構成員全員にマスク（布マスク、手作りマスク可）の準備を要請します。また、各執務室において、1時間に一回の換気を義務付けます。
2 制限-小	研究活動は実施できますが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、研究室関係者は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。	原則としてオンライン授業のみ	原則禁止。ただし次の項目のみ立ち入りを許可します。 1) 自宅にオンライン授業を受講するための機器や通信環境がなく大学で受講する場合 2) 卒業・修了等にかかる教育研究のうち、オンラインが困難な場合 3) 開館（営業）の附属図書館、食堂、売店等を利用する場合※3 4) 大学から出校を要請した場合	全面禁止（オンラインでの活動を除く）	対面会議は、原則としてオンライン会議に移行します。	感染拡大に最大限の配慮をしつつ、一部業務の遅延、事後処理を許可し、職員の時差出退勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務を検討します。	学外者の立ち入りを制限します。	構成員全員にマスク（布マスク、手作りマスク可）の原則着用を要請します。また、各事務室において、1時間に一回の換気及び消毒を義務付けます。
3 制限-中	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。	原則としてオンライン授業のみ	原則禁止。ただし次の項目のみ立ち入りを許可します。 1) 自宅にオンライン授業を受講するための機器や通信環境がなく大学で受講する場合 2) 卒業・修了等にかかる教育研究のうち、オンラインかつ時期変更が困難な場合 3) 開館（営業）の附属図書館、食堂、売店等を利用する場合※3 4) 大学から出校を要請した場合	全面禁止（オンラインでの活動を除く）	原則として、オンライン会議のみ	一部業務の遅延、事後処理を許可し、出勤する職員は可能な限り少なくします。それ以外は在宅勤務とします。	学外者の立ち入りを制限します。	構成員全員にマスク（布マスク、手作りマスク可）の原則着用を要請します。また、各事務室において、1時間に一回の換気及び消毒を義務付けます。
4 制限-大	以下の研究スタッフのみ研究室への立ち入りが許可されます。できるだけ交代制とし、立ち入り者相互の面談を避けることとします。 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷蔵庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室するスタッフ	オンライン授業のみ	原則禁止。ただし次の項目のみ立ち入りを許可します。 1) 自宅にオンライン授業を受講するための機器や通信環境がなく大学で受講する場合 2) 開館（営業）の附属図書館、食堂、売店等を利用する場合※3 3) 大学から出校を要請した場合	全面禁止（オンラインでの活動を除く）	オンライン会議のみ	現在進行中の重要な仕事を継続するために必要最小限の人数が交代で短時間出勤する体制にし、交代時に相互の面談を避けることとします。その他の職員は原則在宅勤務とします。	原則、守衛のいる門のみ開き、入構には身分証の提示と入構記録が必要です。	構成員全員にマスク（布マスク、手作りマスク可）の着用を義務化する。また、各事務室において、1時間に一回の換気及び消毒を義務付けます。
5 原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷蔵庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフのみの立ち入りが可能です。この場合、原則交代制とし、立ち入り者間での面談は禁止します。	オンライン授業のみ（教員が大学内からオンライン授業を行うことは禁止） 学内アクセスポイント閉鎖	立ち入り禁止	全面禁止（オンラインでの活動を除く）	オンライン会議のみ	出勤して行わなければならぬ緊急な業務以外は、原則在宅勤務とします。建物およびグラウンドなどの立入には許可を必要とし、入構記録に記入する必要があります。	緊急性の高い用務のみ入構しを許可します。守衛のいる門のみ開き、入構には身分証の提示と入構記録が必要です。	構成員全員にマスク（布マスク、手作りマスク可）の着用を義務化する。また、各事務室において、1時間に一回の換気及び消毒を義務付けます。

※1 なお、医療関係者およびコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用範囲外

※2 この活動制限指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合があります。

※3 附属図書館、食堂、売店等は開館（営業）の可否も含め感染拡大に最大限の配慮をして開館（営業）するものとする。

※4 オンライン授業とは、リアルタイム（同時双方向）型とオンデマンド（非同期）型をいいます。

※5 対面授業については、令和2年度前期は原則オンライン授業とします。